

1. 対象：看護師，管理栄養士，薬剤師の資格を有し，資格取得後 3 年以上経過している者。

2. 認定試験の応募要件

1) 療養指導の実務経験：

- ① 所定の施設基準^{*}を満たす医療施設において，過去 10 年以内に通算 2 年以上，かつ通算 1000 時間以上，腎臓病患者の療養指導業務に従事し，かつ 2) の研修を履行していること。
- ② 上記 1) ①の実務経験を満たさない者は，日本腎臓学会研修施設において 2) の研修を履行していること。

^{*} 実務経験の施設基準：日本腎臓学会が認定する腎臓専門医の常勤医または非常勤医，または 10 年の会員歴を有する日本腎臓学会所属の常勤医がおり，かつ，腎臓病患者の内科外来診察および患者教育・指導が恒常的に行なわれている施設。透析実施の有無は問わない。

2) 研修（症例リスト、症例要約を含む）：

下記(1)～(4)に相当する研修を，施設基準を満たす自施設または他施設（日本腎臓学会研修施設）で行い，これを証明する症例リスト 10 例及び各 2 例の症例要約を提出すること。

ただし，自施設において上記 2. 1) ①の実務経験を満たす者は，同職種の見学・実施および症例要約は不要。各職種の専門資格^{**}を有する者は研修（症例要約を含む）を免除する。また，他施設での研修が難しい場合は，モデルケースに関する症例要約の提出で代替できるものとする（検討中）。

- (1) 腎臓内科医師による保存期 CKD 患者の外来見学
- (2) 看護師による保存期 CKD 患者の療法指導の見学または実施
- (3) 管理栄養士による保存期 CKD 患者の栄養指導の見学または実施
- (4) 薬剤師による保存期 CKD 患者の服薬指導の見学または実施

^{**}慢性腎臓病療養指導看護師（旧 透析療法指導看護師）、透析看護認定看護師、腎臓病病態栄養専門管理栄養士、日本腎臓学会薬物療法専門・認定薬剤師、腎領域の慢性疾患看護専門看護師

3) 講習会受講：

腎臓病療養指導士創設に関する合同委員会主催の講習会を受講し，その受講証を提出すること。（講習会受講は 5 年間有効とする）。